

令和8年度 館邑会事業計画

本年度、当法人は創立四十五周年を迎えます。 陽光園も四十五周年、第二陽光園は三十周年を迎え、地域の皆さまに支えられてきた歩みを改めて実感しております。 さらに本年度は、新たに二つの事業所を開所する節目の年でもあります。 これらの取り組みを通じ、地域福祉のさらなる向上に努めてまいります。

1. 館邑会理念

『私たちは地域の方たちとワンチームになり、誰もが輝ける社会をつくります。』

2. 事業運営 (設置順)

- ① 陽光園（生介）の運営
- ② 第二陽光園（施入+生介+短期）の運営
- ③ てんしゃば（共同生活援助）の運営
- ④ ほっと（相談）の運営
- ⑤ ふらっぐ（就継B）の運営
- ⑥ GOOD JOB（就継B）の運営
- ⑦ がじゅまる（共同生活援助+短期）の運営
- ⑧ しろっこ（基幹相談支援センター）の運営
- ⑨ ひろがるWAラボ（就継B+生介）の運営

※ 生介：生活介護 施入：施設入所 短期：短期入所 就継B：就労継続支援B型

3. 事業経営方針

- A) 障害者総合支援法の理念に基づく福祉サービスの提供
 - ・主に知的障害者を中心に、その心身の状態や多様なニーズに応じて、適切な福祉サービスを提供することに努めます。
 - ・利用者が自立した生活を営むためのサポートを強化し、社会参加を促進します。
- B) 地域に根ざした福祉サービスの展開
 - ・法人内の施設やサービスの利用者はもちろんのこと、地域で暮らす多くの障がいを持った方々にも福祉サービスを提供できるよう事業を企画していきます。
 - ・地域との連携を強化し、地域全体で障がい者を支える体制づくりを目指します。
 - ・基幹相談支援センターを運営し、地域の福祉サービスの充実を図ります。
- C) 新事業所の設立準備
 - ・館林市栄町の公園開発に伴い、生活介護事業所を新たに建設し令和10年開所を目指します。

4. 令和8年度の重点項目

○安定した事業運営

① 新規事業所の安定運営

今年度に開所する2つの事業所について、早期に安定した運営ができるよう、法人一丸となり必要な支援とバックアップを行う。

② 職員の確保

近隣の福祉系学校が相次いで閉校し、人材確保が一層難しくなることが見込まれる。そのため、今年度から東京で開催される福祉系専門の就職フェアに参加し、新たな採用ルートを開拓する。さらに、地域での人材不足に対応するため、特定技能制度を活用した外国人労働者の採用を進め、事業の安定運営を図る。

③ 法人のPR強化

専門家の協力を得て採用パンフレットを刷新するとともに、SNSで活用できる動画を制作し、法人の魅力発信と職員募集の強化を図る。

5. 事業の長期重点項目

- ・利用者の高齢化や重度化対策を見据えて施設設備等の整備対策
- ・ICT化とAIを積極導入し、事務負担軽減を図る
- ・緊急時等におけるBCP（事業継続計画）の改善と推進
- ・計画的な人材確保について検討する

6. 施設設備について

- ・障害福祉サービス事業所「陽光園」の老朽化対策
- ・障害者支援施設「第二陽光園」の老朽化対策

7. 委員会組織の整備

次の各委員会（研修委員会・人権倫理委員会・第三者委員会・広報委員会）の運営に関して整備を行い、法人の機能強化を図る。

8. 法人事業

- ・理事会の開催（年5回予定）
- ・評議員会の開催（年3回予定）
- ・第三者委員会の開催（7月・11月予定）
- ・新年会 歓送迎会
- ・業務会計監査（年1回予定）
- ・福祉講演会（研修会）の開催
- ・研修会の開催及び各種研修会への参加

令和8年度 第二陽光園事業計画

第二陽光園は障害者総合支援法に則った障害者支援施設として、大きく変化している障害福祉を取り巻く状況、地域ニーズ、地域の社会資源を十分に踏まえ、障害者支援施設が果たすべき役割を自覚して、家族や地域との結びつきを大事にし、安心して利用していただける施設運営を目指します。

利用者の生活の充実と権利擁護の観点に立ち、その存在価値大きく問われている障害者支援施設のこの地域における在り方を見定め、圏域にとって必要とされる第二陽光園を形作り、将来にわたって地域の方々が安心して利用していただける生活環境・支援環境を整えていきます。

1. 基本理念

「利用者の笑顔と健康のために、ぬくもりのある生活を提供する」

2. 基本方針

- ①利用者の自己選択・自己決定を大事にし、利用者主体の支援に務めます。
- ②個別支援計画は、利用者本人や家族の希望に添ったものをわかりやすい言葉と文章で作成し、本人や家族、成年後見人等への説明と同意のもとで支援を行います。
- ③理学療法士による機能訓練を進め、二次的な障害の予防、早期対応に努めます。
- ④短期入所や日中一時支援は、緊急時だけでなく、家族の高齢化や介護疲れなどにも応じられるような体制づくりに努めます。
- ⑤住環境として、また職場環境としての施設設備等の点検整備を行います。
- ⑥職員は、専門職として援助技術の向上と支援の創意工夫に務めます。また、生活の支援者としての知識、言動や身だしなみにも留意します。
- ⑦職員は、実践を通して地域の福祉ニーズを把握し、地域における役割を自覚して業務に当たります。

3. 事業内容

事業名	内容
生活介護 (定員34名)	日中における入浴、排泄または食事の介護、創作活動等の提供、支援を行います。 開所日：月曜～金曜の週5日間 活動内容：生活支援・軽作業・余暇支援等
施設入所支援 (定員34名)	夜間、休日における入浴、排泄または食事の介護・生活支援・余暇支援・創作活動等の提供、支援を行います。
短期入所/日中一時支援 (定員 短期入所と 合わせて5名)	利用中における入浴、排泄または食事の介護・生活支援・余暇支援・創作活動等の提供、支援を行います。

4. 重点目標

- 1) 利用者それぞれに応じた生活空間の整備。また危機管理対策の充実を踏まえた生活環境整備・体制整備を引き続き重視します。
- 2) 利用者個人の意思決定を尊重し、支え、実現する体制を整えます。
- 3) 施設の老朽化に対する設備の修繕を計画的に実施いたします。

令和8年度 がじゅまる事業計画

共同生活援助がじゅまるは令和5年10月に開所。半年後に定員を現在の16名に増やし、支援を必要とする利用者さんの地域生活を支えてきました。館林邑楽圏域のニーズを踏まえ、令和7年11月からは短期入所の定員を2名に増員いたしました。

利用される方一人一人の自己決定を重んじ、本人中心の支援体制を整備し、それに準ずる生活環境の整備を図ることを事業所の責務と自覚して日常の支援に当たっています。利用される方が地域の一生活者としての権利が守られ、快適に、且つ楽しみをもって、その人がその人らしく住み慣れた地域で生活できることを目指して事業を展開します。

今後ますます必要とされる居住支援の重要性を理解し、社会福祉法人としての責務を全うすることに対して、自覚的に取り組みます。

1. 基本理念

「ひとりひとりの福祉（幸せ）、当たり前の生活を支える。」

2. 基本方針

- ① 利用者の「幸せ」を基準として支援を行います。
- ② 利用者の幸せを皆で考えることが出来る体制作りに努めます。
- ③ 職員は、利用者とともに生きる姿勢で寄り添い支えます。
- ④ 大切な人の大切な場所作りの視点に立ち環境整備を図ります。
- ⑤ 生活の場を自分で選ぶことが出来る地域作りの一役を担います。

3. 事業内容

事業名	内容
共同生活援助 (日中サービス支援型) (定員16名・男性)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。
短期入所 (定員2名)	利用中における入浴、排泄または食事の介護・生活支援・余暇支援・創作活動等の提供、支援を行います。

4. 重点目標

- ① 事業の安定運営・経営を基盤に、利用者一人一人の潤いある地域生活を支えることに重きを置く。
- ② 本人・家族、地域住民、日中活動事業所、相談支援事業所、医療機関等と連携を図り、利用者ひとりひとりにとって快適な地域生活を組み立てていく。
- ③ 短期入所事業を通して、地域の在宅生活利用者の地域生活を支える活動に積極的に取り組む。

令和8年度 てんしゃば事業計画

グループホームてんしゃばでは、利用者一人ひとりが希望する生活を住み慣れた地域で送れるよう、日常生活（食事の提供、健康管理、金銭管理）の支援、余暇活動その他の意思決定を尊重した支援を行います。関係機関と連携し、包括的な支援体制を整備していきます。また、地域行事への参加や住民との交流を通して地域社会との連携を図り、利用者が地域の一員として生活できる環境づくりに努めます。

1. 基本理念

「誰もが安らげる暮らしを共に創っていく」

2. 基本方針

- ①利用者の自己選択・自己決定を大事にし、利用者主体の支援を行います。
- ②個別支援計画は、利用者や家族の希望に添ったものをわかりやすい言葉と文章で作成し、利用者および代理人等へ十分な説明と同意のもとで支援を行います。
- ③避難訓練等を実施し、利用者・職員の防災意識を高めます。特に防火については設備機具の設置や取り扱い等について十分に注意を払います。（各ホームに消火器・自動火災報知器等を必要に応じて設置）
- ④自治会や隣組活動に加入し、ゴミ出しや日常的な事柄を順守するだけでなく、地域の行事や清掃活動にも可能な限り参加し、地域住人としての生活を支援します。
- ⑤職員は、専門職として援助技術の向上と支援の創意工夫に務めます。また、生活の支援者としての知識、言動や身だしなみにも留意します。

3. 事業内容

主に朝および夜間と休日に、共同生活住居において日常生活の支援を行います。

- ①食事の提供、入浴、排泄または食事の介護や身の回りの支援の他、生活支援・余暇支援等を行います。
- ②日常生活上の相談支援を行います。

4. 重点目標

- ・地域社会や家族、および日中活動の場等と連携して支援の質の向上を図ります。
- ・安定した共同生活援助事業運営の為、利用者の定員充足を図ります。
- ・事故やケガ、感染症の予防、BCP 対応に留意し、利用者が安心して生活できる環境整備を進めます。
- ・定期的な研修等を実施し、職員の専門性と支援技術の向上を図り、質の高い支援サービスを提供します。

令和8年度 ほっと事業計画

1. 基本理念

- ・一人ひとりがかけがえのない存在として尊重し、共に生きる社会の実現を目指します。
- ・一人ひとりの人権を尊重し、相談者が自分の生き方を自分で決めていける相談支援に徹していきます。
- ・誠実・真摯・高潔な人材を糾合し、共に学び行動しながら、地域福祉の充実と発展に貢献していきます。
- ・健全な事業運営を行い、事業活動の透明性確保に努めます。

2. 運営方針

障がいの種別を問わず、障がい者(児)自らが今現在もっている悩みや課題、そして将来こんな風に暮らしたいといった思いを解決するためのお手伝いをします。また生活面の必要な情報提供やアドバイス、そして相談者にとって必要な障害福祉サービスにつなげる支援や関係機関との連絡調整等を行います。利用者の意思及び人格を尊重し、利用者や家族に寄り添った支援を行います。

3. 事業内容

(1) 特定相談支援事業

① 計画相談支援

- ・サービス利用支援：障がい福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画の作成を行い、サービス事業所等との連絡調整を行います。
- ・継続サービス利用支援：定期的にサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行います。

② 基本相談支援

- ・障がい者(児)及びその保護者又は介護者などから社会生活を営む上での相談に応じます。

(2) 障がい児相談支援事業

障がい児相談支援

- ・障がい児支援利用援助：障がい児通所支援利用者に対して、障がい児支援利用計画の作成を行い、サービス事業所等との連絡調整を行います。
- ・継続障がい児支援利用援助：定期的に障がい児のサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行います。

(3) 一般相談支援事業

① 地域相談支援

- ・障がいをもつ方が、これまで生活してきた施設や病院を出て、地域に出てくるまでの支援(地域移行支援)、地域で暮らし続けるための支援(地域定着支援)を通して、地域

生活に関する総合的な支援を行います。

②基本相談支援

- ・障がい者及びその保護者又は介護者などから社会生活を営む上での相談に応じます。

(4)地域生活拠点支援事業

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害者(児)の地域生活支援を促進する観点から、障がい者(児)が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう(居住支援)、様々な支援をしていかなければなりません。事業所ではコーディネーターを配置し、支援を必要とする障がい者(児)の把握や地域資源につなげていくためのアセスメント、地域の支援事業所への紹介・移行を推進していきます。また、緊急時の対応やそのための地域体制の整備を行います。

(5)自立生活援助事業

障がい者が一人暮らしを始める際に、生活上の困りごとを解決できるように支援します。具体的には、定期的な訪問や相談を通じて、食事や家事、体調管理、近所との付き合いなど、様々な生活面でのサポートを行います。そして、障がい者が地域で自立した生活を送るために必要な援助を提供し、安心・安全な暮らしを確保することを目的としています。

(6)基幹相談支援事業所との連携及び複数相談事業所との機能強化

令和8年4月開設の基幹相談支援センターと連携し、事業所が抱える支援の課題や疑問に対して的確なアドバイスを受けながら、サービスの質向上につなげていきます。また、複相談支援事業所との協働により、相談支援の体制整備及び質の向上に努めていきます

さらに他の福祉サービス事業所や医療機関、行政等とのネットワークを広げて、地域全体で支援体制を強化し、より包括的な支援を提供していけるようにしていきます。

(7)虐待防止センター

- ・市町村と連携を図り、虐待の防止、早期発見により、障がい者(児)を虐待と言う権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援していきます。

4. 専門的な人材の確保及び養成

- (1)医療ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化する障がい者に対して専門的な対応が出来るよう体制の確保に努めます。
- (2)関係機関各所で行われる研修会へ参加し自己研鑽に努めます。

5. 地域の体制作り

- ・自立支援協議会、専門部会等を通して、地域の様々なニーズを把握し、他の相談支援事業所、関係機関等と協力しながら地域の社会資源の連携体制の構築をしていけるように努めます。

令和8年度 陽光園事業計画

陽光園は開設45年目を迎えます。利用者の高齢化が進み加えて、障がいの多様化、重度化が進み、より個別性の高い支援が求められる状況になってきました。

また、職員についても労働者人口が低下し、職員を募集しても集まらない状況が続いています。

以上のことを踏まえ今後、陽光園においての提供サービス内容（活動内容）を再構築することを検討しております。職員については、今年度、外国人労働者2名（男性）の入職を考えております。

これまでの経験によって積み上げてきた専門性を活かし、どんなに重い障がいをお持ちの方であっても本人の意思が尊重され、人生を豊かに楽しく、そして住み慣れた地域の中で過ごせる場所となるように検討を進めていきます。

また、サービス改善だけでなく、他の関係機関及び団体等との連携にも努めてまいります。

1. 基本理念

「利用者一人ひとりの個性を大切にします。

誇りとやりがいをもって、明るく楽しい陽光園を目指します。」

2. 基本方針

- ① 一人ひとりの思いを大切にして支援を進めます。
- ② 人権意識を高くもち支援を行います。
- ③ 地域とのつながりを大切にしながら支援を進めます。

3. 事業内容

事業名	職員	内容
昭和56年（1981）4月1日 （平成19年4月 事業移行） 事業所番号 1013100043 生活介護 定員55名 令和7年2月末：登録者数57名	管理者（兼務）1名 サービス管理責任者（兼務）1名 生活支援員（正規・兼務） 男性3名・女性7名 生活支援員（常勤） 男性5名・女性4名 生活支援員（非常勤）女性4名 看護師（非常勤）1名 事務員 1名 職員計 26名	生活支援－食事・排泄等、日常生活自立に向けた支援 開所日：月曜～金曜の週5日間 活動内容：作業活動支援－軽作業・配達作業 創作活動支援－陶芸・絵画等 社会参加支援－公共施設・娯楽施設等の活用

4. 事業目標

1. 安全に配慮し、安心して生活できる環境を提供します。
2. 本人の意志を尊重できるよう丁寧に支援を行います。
3. 支援の質を向上できるよう研鑽を行います。

5. 重点項目

1. 今後の生活介護事業の在り方を検討し持続可能な事業運営を検討推進します。
2. 一人一人の今後を考え個別性の高い支援の提供を行います。
3. サービスの質の向上につながるよう第三者評価に取り組みます。
4. アート活動（表現活動）の取り組みの推進をおこないます。

令和8年度 ふらっぐ事業計画

資材や光熱費の高騰は現在も継続しており事業運営においても難しいかじ取りが迫られております。このような状況の中で集客や販路拡大をしていくために経費の削減と売上向上に努め、さらなる工賃向上につなげて参ります。

今年度も就労系事業所として「働く」楽しさを知り、仲間との協力関係や達成感、充実感を持ちながら自信を深め、自分らしく明るく生きていける人を育てていけるよう取り組みを進めて参ります。また利用者さんの高齢化に伴う働き方に関して、職員間で話し合いを進め、次なる方向性を模索して参ります。

1. 基本理念

「自分らしく働き、自分らしく生きる」

2. 基本方針

- ① 笑顔のたえない明るい事業運営を行います。
- ② 個々の障がいに応じた働きやすい環境づくりを行います。
- ③ 明るく楽しく生きる人を育てます。

3. 事業内容

事業名	職員	内容
平成21年(2009年)10月1日 ※令和8年4月で16年6ヵ月経過 事業所番号 1010700134 就労継続支援(B型)事業 定員20名 令和8年3月現在 登録者数26名 実利用約23名	管理者1名 サービス管理責任者1名 主任1名 目標工賃達成指導員1名 常勤専従(生活支援員)1名 GOODJOBとの兼務 職業指導員 5名 生活支援員 4名 (指定配置基準6名 実配置8名)	請負作業: エーアグレス会社内、 つつじ公園清掃業務 (※施設外就労対象作業: つつ じが岡公園清掃委託作業) 自主生産: パン製造販売、ふらっ ぐ店舗運営

4. 事業目標

1. 1か月の平均工賃支給額32,000円を目指します。
2. 1名の一般就労を目指します。
3. 作業内容・環境の改善に努め、作業に対する達成感や充実感を大切に育てます。

5. 重点項目

1. 障がいの重度化・高齢化を考えた事業の在り方を検討し事業の推進を目指す。
2. 自主生産のパン作業においての売り上げ目標額月平均150万円を目指す。
3. 請負作業における作業費収入目標額月平均20万円を目指す。
4. 工賃アップ、就労の機会を広げるために次なる展開を模索し遂行致します。
5. ふらっぐのコンセプトとお客様のニーズに合った商品開発に努めます。
6. 資材や消耗品・水光熱の節約に努め経費削減に努めます。

令和8年度 GOOD JOB事業計画

GOODJOB は開設 9 年目を迎えます。障がいがあっても自分のもてる力を十分に発揮して働いていける人を育てるよう「施設外就労」という支援を積極的に行っています。

近年、館林・邑楽地域において就労継続支援事業者が多く運営を開始しています。このことにより「事業所の特色」、「サービスの質」が問われるようになってきております。これまで事業所が培ってきた経験を活かしながら、さらなるサービス内容の向上と質の向上に取り組んでいくことが求められています。

今後も働く力と意欲のある障がいのある方に対して、個性を生かし、自分らしく働ける事を考えサポートするとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、一般就労等へ選択の機会を適切に提供していきます。

1. 基本理念

「知る 得る つなげる」

2. 基本方針

- ① 知ることができ、学び、得ることのできる機会をつくります。
- ② 次ににつなげていくことのできる作業環境づくりを行います。
- ③ 明るく楽しく過ごせる場所をつくります。

3. 事業内容

事業名	職員	内容
平成30年（2018）4月1日 事業所番号 1010700316 就労継続支援（B型）事業 定員20名 令和8年2月末 登録者数38名	管理者（兼務）1名 副管理者（兼務）1名 サービス管理責任者（兼務）1名 目標工賃達成指導員1名 職業指導員（正規職員）1名（非常勤職員）5名 生活支援員（正規職員）1名（非常勤職員）5名 職員計 15名	請負作業：ダノンジャパン、館林障がい者総合支援センター、ビクトリー、成島グランドゴルフ場、近藤沼 駐車場清掃（以上 施設外就労対象作業）、樽勘駐輪場清掃、ファンデクセル、アルファヴォーク、秀和 自主生産作業：クッキー製造販売

4. 事業目標

- ① 1か月の平均工賃支給額40,000円を目指します。
- ② 1名の一般就労を目指します。
- ③ 事業所外での作業支援の中で学び、得ることができる機会をつくります。

5. 重点項目

- ① 作業場「からふる」の移転を行い事業運営の効率化を図ります。
- ② 工賃向上に向け新たな作業種の取り組みを検討し実施していきます。
- ③ 自主生産クッキー製造の売り上げ5,500,000円を目指します。
- ④ 請負作業における年間作業費収入目標額 17,000,000円を目指します。

令和8年度 ひろがるWAラボ事業計画

ひろがるWAラボは、館邑会8ヶ所の目の事業所として4月1日より運営を開始します。これまで成人に対する障害福祉サービスの設置がなかった邑楽郡明和町での開設となります。

また、令和7年度まで明和町社会福祉協議会で運営を行っていた「地域活動支援センター」の利用者を引き継ぐ形となり、就労継続支援（B型）事業・生活介護事業の多機能事業所として地域における障害福祉サービスとしての役割を担っていくことになります。

新たな利用者の受け入れとなりますので、一人ひとりの支援について利用者と一緒に考えながら丁寧に支援を進めていきます。事業内容についても無理なく着実に展開できるようにしていきます。

これまで館邑会の実践によって積み上げてきた専門性を活かし、障がいの重度・軽度にとらわれず本人の意思が尊重され、人生を豊かに楽しく、そして住み慣れた地域の中で過ごせる場所となるように事業を推進していきます。

1. 基本理念

「地域とのつながりを大切にしながら一人ひとりの可能性を広げていけるよう支援します。」

2. 基本方針

- ① 一人ひとりが『様々な経験』を積み重ねることができるようにします。
- ② 一人ひとりが『自分らしく生きる』ことができるようにします。
- ③ 一人ひとりの『安心できる場所』となるようにします。

3. 事業内容

事業名	職員	内容
令和8年（2026）4月1日 事業所番号 1013100605 多機能型 就労継続支援（B型）事業 生活介護事業 定員20名 （就労継続支援（B型）7名・ 生活介護 0名 登録者合計数 7名）	管理者・サービス管理責任者（兼務） 1名、 就労継続支援（B型） 職業指導員 1名 生活支援員 1名 生活介護事業 生活支援員 4名 看護師（非常勤）1名 事務員（兼務）1名 職員計 9名（予定）	生活支援－食事・排泄等、日常生活 自立に向けた支援 創作活動支援－陶芸・絵画・工作等 社会参加支援－公共施設・娯楽施設 等の活用

4.事業目標

- ① 本人の意思を尊重できるよう丁寧に支援に取り組めます。
- ② 暮らしの全体的な支援の取り組みを行います。
- ③ 根拠のある支援への取り組みを行います。

5.重点項目

- ① 一人ひとりの話を聴き信頼関係の構築につなげます。
- ② 一人ひとりの今後を考え個別性の高い支援の提供を行います。
- ③ 工賃向上について検討し、取り組みを推進していきます。
- ④ 事業所内の活動について個性を生かせる活動内容を検討、実施していきます。

令和8年度 館林市邑楽郡4町障がい者基幹相談支援センター事業計画

1. 基本理念

「誰もが安心して暮らせる、思いやりと支え合いの循環する地域づくり」

- ・ 小さな親切と支え合う心を尊重し、地域全体で助け合う仕組みを育む。
 - ・ 困難を抱える人に寄り添い、共に解決をめざす姿勢を大切にする。
 - ・ 障がいの有無にかかわらず、誰もが尊厳をもって生きられる社会を実現する。
- 困ったときに必ず支えにつながる地域の仕組みを整え、誰もが尊厳をもって自部らしく暮らせる共生社会を実現する。

2. 事業の概要

- ・ 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合相談の実施
- ・ 他法において市町が行うとされている障害者等への相談支援の実施
- ・ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援
- ・ 障害者自立支援協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務

3. 重点取り組み

地域の方々・関係機関と協働し、支え合いの循環が生まれる地域づくりを推進します。

- ・ 地域生活支援拠点の機能充実
 - ◇ 緊急時に迅速に支援につながる体制を確保するとともに、地域で暮らし続ける・地域へ移行するための支援機能を強化し、地域生活を総合的に支える地域包括ケアシステムを構築します。
- ・ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ◇ 精神障害のある方が困ったときに支えにつながるよう、医療・福祉・地域が協働して支援の流れを整える地域包括ケアシステムを構築します。
- ・ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置
 - ◇ 医療的ケア児支援に関する関係機関の協議の場を設置し、支援体制の整備と地域連携の強化を図ります。
- ・ 児童発達支援センター設置に向けた協議の推進
 - ◇ 子どもと家族が必要な支援につながる地域づくりのため、児童発達支援センター設置に向けた関係機関の協議を進めます。
- ・ 第8期障害者福祉計画及び第4期障害児福祉計画の策定
 - ◇ 地域の障害者福祉計画及び障害児福祉計画の策定に参画し、地域の実情を反映した支援体制の整備と地域づくりを推進します。

このセンターの愛称を、「しろっこ」といたしました。